

## 処分基準

令和6年4月1日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根拠条項：第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第2項
処分の概要：自動車の使用制限命令
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法令の定め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第1項（自動車の使用者の義務等） 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の6（自動車の使用の制限の基準）
処分基準：別紙のとおり。
問い合わせ先：交通部交通企画課企画係（電話 0742-23-0110）
備考：